

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和2年5月25日 発行号

新型コロナウイルス感染防止対策における

会津坂下町長からのメッセージ

町民の皆さまへ

5月14日をもって、福島県は「緊急事態宣言」の対象地域から解除されました。改めて、外出自粛、休業要請等にご理解、ご協力いただいた、町民・事業者の皆様にご感謝申し上げます。

全国、そして県内では、新規感染者数が減少傾向に転じています。しかしながら、新型コロナウイルスへの感染リスクがゼロになるわけではありません。今一度、気持ちを引き締め、引き続き「密閉・密集・密接」のいわゆる「3つの密」のある場を回避することや、不要不急の県境を越える移動を控えるなど、感染拡大防止へのご協力をお願いいたします。

今後は、感染リスクをできる限りコントロールしながら、地域活動や経済活動を取り戻していくこととなります。公共施設については、6月1日より再開し、学校についても通常授業を開始します。なお、大規模なイベント等の開催については引き続き、当面の間、中止または延期とします。

新型コロナウイルスと共生する社会の新たな日常を作るため、町民の皆様には「新しい生活様式」の感染防止の3つの基本「身体的距離の確保・マスクの着用・手洗い」などを励行し全町民がひとつになって、この難局を乗り越えていきましょう。

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部長
会津坂下町長

齋藤 文英

各課からのお知らせ

特別定額給付金の支給日

第1回目の支給日:5月28日(木)

※5月20日(水)までに受付完了した申請が対象です。第2回目以降の支給日は毎週火曜日となります。 総務課 行政管理班 ☎84-1503

各地区の廃品回収・一斉清掃の実施について

自粛要請を解除しますので、実施を予定していた地区は、感染予防対策に万全を期しての実施をお願いします。 生活課 戸籍環境班 ☎84-1500

新型コロナウイルス感染症に関連した水道料金等の支払猶予措置について
新型コロナウイルス感染症の影響で水道料金等の支払いが困難な事情のある方に対し、支払猶予を行います。まずは建設課上下水道班までお気軽にご相談ください。
※支払猶予であり、軽減や免除ではありません。

対象料金	対象者	支払猶予期間	手続き方法
水道料金	個人・法人を問わず、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少しているなど、一時的に水道料金等の支払いが困難となった方。	4か月間	①電話にてご相談ください。 ②役場よりご自宅へ申請書を送付します。 ③必要事項を記入の上、郵送またはFAXにて提出してください。
下水道使用料			
農業集落排水処理施設使用料			
下水道事業受益者負担金			
農業集落排水事業分担金			
☎ 建設課 上下水道班 ☎84-1530			

街なか応援！町内飲食店のテイクアウト情報！

テイクアウトを行っている飲食店の情報紙を配付（5月25日(月)）しています。町内飲食店の応援のため、ぜひ各店の持ち帰りグルメのご購入をお願いします！

※新たにテイクアウトを始めた飲食店情報も募集していますので、下記までお寄せください。

☎ 産業課 商工観光班 ☎83-5711

新型コロナウイルス感染症に関する支援窓口は下記のとおりです

各種支援	受付時間	電話番号など
特別定額給付金	平日 午前8時30分～午後5時15分 ※5月30日(土)、31日(日)も相談受付	総務課 行政管理班 ☎84-1503
子育て世帯への臨時特別給付金	平日 午前8時30分～午後5時15分	子ども課 子ども支援班 ☎84-3712
事業者支援に関すること	平日 午前8時30分～午後5時15分 ※5月30日(土)、31日(日)も相談受付	産業課 商工観光班 ☎83-5711

新型コロナウイルス感染症に関する相談は下記までお願いします

(感染の疑いがある場合は「帰国者・接触者相談センター」までご相談ください。)

相談種別	受付時間	電話番号など
福島県一般相談(コールセンター)	平日 午前8時30分～午後9時 土日祝日 午前8時30分～午後5時15分	☎0120-567-177 FAX024-521-7926
厚生労働省相談窓口	午前9時～午後9時(平日・土日祝日を含む)	☎0120-565-653
労働相談関係	平日 午前9時～午後4時	☎024-526-2270
帰国者・接触者相談センター	24時間(平日・土日祝日を含む)	☎0120-567-747

「緊急事態宣言」解除に伴う町施設の再開について

5月14日（木）に福島県の「緊急事態宣言」が解除となったため、6月1日（月）より町施設を開放します。皆さまには、大変ご不便をおかけしましたが、今後の利用に際しましては、新型コロナウイルス感染症予防対策を遵守しご利用くださいますようお願いいたします。なお、下記に記載のある施設に関しては、当面の間、人数を制限しての施設利用となりますのでご了承ください。

また、★マークの付いている施設は就学児童生徒の使用が6月8日（月）から可能となります。

【再開施設一覧】 再開日：6月1日（月） ※一部施設再開日並びに【人数制限の目安】は下表の「備考」/【人数制限の目安】をご参照ください

施設名	備考 / 【人数制限の目安】	問い合わせ
中学校	5月29日（金）まで午前中の短縮授業。6月1日（月）から通常授業開始。6月8日（月）より部活動再開。	教育総務班 ☎84-3711
小学校	5月29日（金）まで午前中の短縮授業。6月1日（月）から通常授業開始。 （※わんぱく南・東クラブは学校の授業終了にあわせ実施 問 子ども支援班 ☎84-3712）	
学校給食センター	5月29日（金）まで牛乳のみ提供。6月1日（月）より再開。	
幼稚園	5月29日（金）まで午前11時20分降園。 （※預かり保育は通常どおり受け入れ） 6月1日（月）からは通常保育、給食有り。	坂下南幼稚園 ☎83-2410
		坂下東幼稚園 ☎83-8590
ばんげ保育所	5月18日（月）より通常保育。	ばんげ保育所 ☎83-3202
子育てふれあい交流センター	6月1日（月）より当面の間、町内に住所がある子どもとその保護者のみ利用可能。 【人数制限の目安】利用時にご確認ください。	子ども支援班 ☎84-3712
★学校体育施設 （体育館・グラウンド等）	6月8日（月）より再開 【人数制限の目安】 体育館100人、グラウンド200人 以内	社会文化班 ☎83-3010
★中央公民館 （図書室含む）	図書室は、5月25日（月）から本の貸出返却のみ可能。 ※5月中の開館時間は午前8時30分～午後5時 【人数制限の目安】使用申請時にご確認ください。	
埋蔵文化財センター	平日のみ開館 【人数制限の目安】10人以内	
五浪美術記念館	貸しギャラリーのみ募集再開 【人数制限の目安】10人以内	
旧五十嵐家住宅	通常どおり開館 【人数制限の目安】10人以内	
★各地区コミュニティセンター・まちづくりセンター （体育館・グラウンドを含む）	下記の各地区センターへ使用申請してください。 坂下コミセン・まちづくりセンター☎84-2135 若宮コミセン☎83-3218 金上コミセン☎83-3538 広瀬コミセン☎83-2326 川西コミセン☎83-2601 八幡コミセン☎83-2619 高寺コミセン☎85-2001 【人数制限の目安】使用申請時にご確認ください。	政策企画班 ☎84-1504
★健康管理センター	【人数制限の目安】多目的ホール40人、会議室30人、研修室19人、栄養指導室9人 以内	保険年金班 ☎84-1501

施設名	備考 / 【人数制限の目安】	問い合わせ
★保健福祉センター	金銀交流サロン：平日のみ開館。利用者名簿を提出してご利用ください。就学児童生徒は午後のみ利用可能。 【人数制限の目安】10人程度 （申込 会津坂下町社会福祉協議会 ☎83-1368）	福祉健康班 ☎84-1522
★都市公園・鶴沼球場・テニスコート	鶴沼球場・テニスコートの使用には申し込みが必要です。 （申込 スポーツクラブバンビ ☎83-2301）	都市土木班 ☎84-1506
★農村環境改善センター	【人数制限の目安】生活改善研修室20人、農事研修会議室19人、農産品加工自習室13人、多目的ホール80人以内	農林振興班 ☎84-1505
★農村婦人の家 （高寺コミュニティセンター内）	【人数制限の目安】健康増進室15人、食生活改善室8人、農産加工室6人、共同学習室7人 以内	
糸桜里の湯ばんげ	6月2日（火）より再開 （1日（月）は定休日） 営業時間：午前9時～午後8時まで	商工観光班 ☎83-5711
春日八郎おもいで館	通常どおり開館 営業時間：午前10時～午後4時	
★東分庁舎会議室	【人数制限の目安】15人以内	

施設使用予約開始日時：5月25日（月） 午前8時30分～

施設使用時の感染予防対策のお願い

利用再開の6月1日（月）から当面の間、次の新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底をお願いします。

- 使用の際は、感染事案発生時対応のため、「公共施設利用名簿」（使用者氏名・緊急連絡先を記入したもの）を提出してください。任意様式でも構いません。
- 体調不良の方は使用することができません。
- 人との距離を概ね2m確保し、マスクを着用して活動してください。
※運動の場合、2m確保、身体接触が無い練習メニューとする。
※マスクは基本的に着用とするが、スポーツ中は人体に影響を及ぼすと考えられるため、参加者、指導者の判断とする。休憩中やマスク着用が可能な運動においては必ず着用すること。
- 必ず30分に1回以上の換気を行ってください。
- 使用前後の手洗いなどの徹底、施設使用後の消毒作業をお願いします。
- 就学児童生徒の使用は、6月8日（月）からとします。
- 施設使用者は県内在住者のみとします。県外から講師などを呼び、施設を使用することはできません。

（会津坂下町公共施設及び会津坂下町教育施設等の使用に関する新型コロナウイルス感染予防対策方針による）

発行：会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部